

津島市子ども条例(案)に関する意見募集の結果

資料1-4

期 間 : 平成27年12月1日から平成27年12月25日まで

周 知 : 広報及び市ホームページにて周知。

意見募集 : 市役所、神守支所及び神島田連絡所で閲覧に供し、意見投函箱にて意見募集。

市ホームページにおいても案を公開するとともに、直接持参、郵送、FAX及び電子メールでも意見募集。

意 見 : 2件(2名)

○意見及びそれに対する考え方

番号	項目	意見の概要	意見に対する考え方
1	計画全体	条例に示された責務を市が怠った場合の罰則を設けておくべきではないか。	子どもの権利を保障するために関係機関と連携して施策を実施してまいりますので罰則を設けることは考えておりません。
2	計画全体	アンケートにおいて子どもの貧困が問題であるとの意見が多かったが、条例にどう反映しているのか。	子育て家庭への支援及び子どもの育成に係る相談体制の充実等の施策の中で、経済的に困窮している家庭への支援等を行ってまいります。